



J.フロント リテイリンググループにおける「同性パートナーシップ規則」制定 および「性別移行支援休暇」新設について

J.フロント リテイリング（以下 JFR）グループは、2021年3月より、JFR 就業諸規則の一部を改定し、「同性パートナーシップ規則」を制定し、同時に「性別移行支援休暇」を新設しました。

当グループは、ダイバーシティ経営を推進するため、働く全ての従業員がそれぞれの個性を十分に発揮し、活躍できる環境・仕組みを整えていきます。

そのため、LGBT についての取り組みも積極的に進めてまいります。

【今回の改定内容】

1. 同性パートナーシップ規則の制定

同性パートナーについて、会社指定の諸手続きを行うことにより、会社が婚姻に相当する関係(同性パートナーシップ)として認定し、現行規則において「婚姻」や「配偶者」に適用される就業規則・その他諸規則等について適用の対象とします。

2. 性別移行支援休暇の新設

性同一性障害の従業員が、ホルモン治療や性別適合手術または術前術後の診察のため休務する場合に必要の日数について、直近2年間に失効した年次有給休暇を取得できるようにします。

※一部の事業会社では、適用制度が異なります。

【これまでの取り組み】

JFR グループでは、すべての役員・従業員が、日々守るべき基本的な行動を定めた JFR 行動原則にある「JFR 行動方針」「人権方針」、また「お取引先様行動指針」において性的指向・性自認への差別とハラスメントの禁止を明文化しています。

これまでに、JFR グループ経営層（JFR 取締役、大丸松坂屋百貨店常務以上、パルコ常務以上、各事業会社社長）を対象に、外部講師を招いて LGBT の研修を行いました。また、各事業会社の人事部門責任者へも、同様の研修を実施しております。

今後は、より多くの従業員を対象とした、eラーニング研修や社内啓発活動も予定しています。

JFR グループは、『くらしの「あたらしい幸せ」を發明する。』というグループビジョンの実現に向けて、ダイバーシティの推進をマテリアリティ（重要課題）の1つと定めています。多様な人材の活躍を推進し、平等な機会を提供するとともに、人権方針を定め、人権尊重についても積極的に取り組んでまいります。

お問い合わせ先

J.フロント リテイリング グループ広報推進部 杉谷 TEL:03-6895-0816 MAIL:kouhou@jfr.co.jp